

弘前市福祉有償運送運営協議会委員名簿

(任期：令和5年7月14日～令和7年7月13日)

区分	所属団体	役職	氏名	協議会職名
学識経験のある者	弘前学院大学社会福祉学部	教授	オガワ ユキヒロ 小川 幸裕	会長
福祉有償運送を利用する立場にある者	弘前市町会連合会	副会長	アボ ヒロミ 阿保 博実	副会長
タクシー事業関係者	青森県タクシー協会弘前支部	支部長	シモヤマ キヨシ 下山 清司	委員
福祉有償運送事業関係者	弘前市社会福祉協議会	総務課長	シヅエ ヨシタカ 溝江 義孝	委員
青森運輸支局長の指名を受けた職員	青森運輸支局	首席運輸 企画専門官	スズキ リョウイチ 鈴木 良一	委員
市の職員	弘前市都市整備部	部長	オサナイ けん 小山内 孝紀	委員

1. 自家用有償旅客運送について

資料2

1. 自家用有償旅客運送とは

地域における移動手段の確保は、重要な課題です。

まず、そのための手段として、道路運送法の許可を受けたバス・タクシーといった既存の交通事業者の活用を十分に検討する必要があります。

その上で、既存のバス・タクシー事業者による輸送サービスの提供が困難な場合には、地域の関係者による協議を経た上で、道路運送法の登録を受け、必要な安全上の措置が講じられた「自家用有償旅客運送」を活用することとなります。

また、これらによりがたい場合には「道路運送法の許可又は登録を要しない運送」により移動手段を確保しているケースもあります。

地域における移動手段の確保にあたっては、地域の実情に応じ、関係者が十分な協議を経て、適切な役割分担のもと、持続可能な移動手段が確保されることが重要です。

以上のとおり、自家用有償旅客運送は、バス・タクシー事業者によることが困難な場合に、移動手段確保の役割を担う、重要な制度として位置づけられています。

【自家用有償旅客運送】

- ・ バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が、自家用車を用いて提供する運送サービス。
- ・ 旅客から収受する対価は実費の範囲内(※)。
(※) ガソリン代・道路通行料・駐車場料金のほか、人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内

2. 自家用有償旅客運送を実施する者

- ・ 自家用有償旅客運送は以下の団体等が主体となって実施することができます。

自家用有償旅客運送の種類

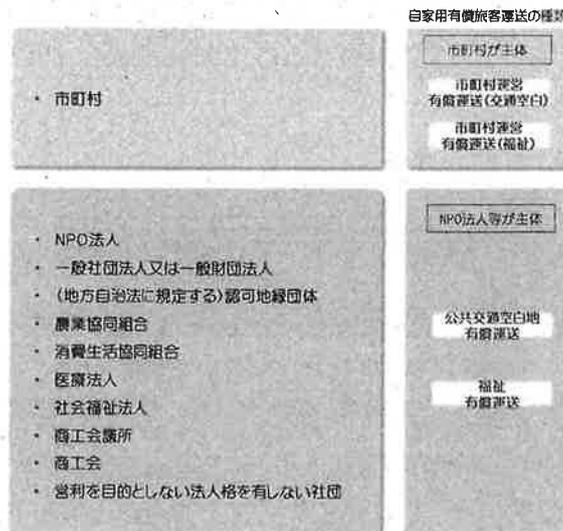
- ・ 市町村
- ・ NPO法人
- ・ 一般社団法人又は一般財団法人
- ・ (地方自治法に規定する)認可地縁団体
- ・ 農業協同組合
- ・ 消費生活協同組合
- ・ 医療法人
- ・ 社会福祉法人
- ・ 商工会議所
- ・ 商工会
- ・ 営利を目的としない法人格を有しない団体

交通空白地
有償運送

福祉
有償運送

【参考】自家用有償旅客運送の種類の見直し

- ・ 現在の種類は、R2.11に見直されたものですが、見直し前は以下のような区分となっていました。



3. ニーズに応じた自家用有償旅客運送の種類

- ・ 地域の移動ニーズに応じて、適切な種類の自家用有償旅客運送の導入を検討しましょう。

地域の移動ニーズ

「バス・タクシー事業者のサービス提供が困難な地域において、住民等」が外出するための移動手段を確保したい

交通空白輸送を行う
自家用有償旅客運送

交通空白地 有償運送

市町村やNPO法人等が、交通空白地において、当該地域の住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

地域の移動ニーズ

「単独ではタクシー等の公共交通機関を利用できない身体障害者等」が外出するための移動手段を確保したい

福祉輸送を行う
自家用有償旅客運送

福祉 有償運送

市町村やNPO法人等が、単独で公共交通機関を利用できない身体障害者等を対象に、原則、ドア・ツー・ドアの個別輸送を行うもの

(バス・タクシー事業者が運行管理や車両整備管理に協力する「事業者協力型自家用有償旅客運送」や、実際の運行を事業者に委託することもできる)

福祉有償運送登録協議団体一覧

今回変更申請団体

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 愛成会	養護老人ホーム 弘前温清園	R8.3.22
2		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R8.3.22

【参考】市内登録団体一覧

No.	団体名	事業所名	登録期間満了日
1	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会	社会福祉法人 弘前市社会福祉協議会 岩木支部	R8.2.22
2	社会福祉法人 抱民舎	社会福祉法人 抱民舎	R8.2.22
3	社会福祉法人 桃仁会	城東ホームヘルプセンター	R8.3.22
4	社会福祉法人 愛成会	弘前静光園 ホームヘルパーステーション	R8.3.22
		自由ヶ丘ホームヘルパーステーション	R8.3.22
		養護老人ホーム 弘前温清園	R8.3.22
		養護盲老人ホーム 津軽ひかり荘	R8.3.22
5	社会福祉法人 オリーブ会	オリーブヘルパーステーション	R8.3.22
6	特定非営利活動法人 ありんこ	児童デイサービス やよいのあかり	R6.3.24
7	特定非営利活動法人 team.Step by step	児童デイサービス すてっぷ	R6.3.24
8	特定非営利活動法人 光の岬福祉研究会	ひかりの岬居宅介護等事業所	R7.3.13
9	特定非営利活動法人 銀河	送迎サポートステーション Pegasus	R7.3.2
10	特定非営利活動法人 ケアサポートひまわり	Plan Do	R7.4.3

福祉有償運送 変更申請団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名称) 社会福祉法人 愛成会 (住所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名称) 養護老人ホーム弘前温清園 (住所) 青森県弘前市大字金属町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	旅客の範囲 へ、ト追加
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input checked="" type="radio"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
		<input checked="" type="radio"/> ト その他の障害を有する者	
3	運送の区域	弘前市内	
4	運送の目的	施設から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…4台（うち軽3台）	
		使用権原 法人所有…4台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円	
7	複数乗車の設定	<input type="checkbox"/> 有（最大乗車人数： 名） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 21名（うち一種免許 21名、二種免許 0名）	12名（うち一種免許 12名、二種免許 0名）
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 下山 由香子	
		(整備管理責任者) 中畑 直人	
		(事故対応責任者) 竹村 亜矢子	
		(苦情処理責任者) 竹村 亜矢子	
10	損害賠償措置	対人：無制限、対物：無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	

福祉有償運送 変更申請団体確認票

No	項目	登録更新予定内容	備考（前回からの変更点等）
1	運送主体の名称、住所、代表者の氏名	(名 称) 社会福祉法人 愛成会 (住 所) 青森県弘前市大字豊原一丁目1番地3 (代表者) 理事長 佐々木 哲	
	事務所の名称及び住所	(名 称) 養護盲老人ホーム津軽ひかり荘 (住 所) 青森県弘前市大字金属町5番地1	
2	運送しようとする旅客の範囲	<input type="radio"/> イ 身体障がい者	旅客の範囲へ、ト追加
		<input type="radio"/> ロ 精神障がい者	
		<input type="radio"/> ハ 知的障がい者	
		<input type="radio"/> ニ 要介護認定を受けている者	
		<input type="radio"/> ホ 要支援認定を受けている者	
		<input checked="" type="radio"/> ヘ 基本チェックリストに該当する者	
<input checked="" type="radio"/> ト その他の障害を有する者			
3	運送の区域	弘前市内	
4	運送の目的	施設から医療機関までの送迎	
5	使用車両の種類及びその種類ごとの台数	使用車両 車いす車…1台(軽)、セダン…2台(うち軽1台)	
		使用権原 法人所有…3台	
6	旅客から収受する対価	2.0kmまで400円、以降1.0km増すごとに100円 複数乗車の場合 2.0kmまで200円、以降1.0km増すごとに50円	複数乗車の対価追加
7	複数乗車の設定	<input checked="" type="checkbox"/> 有 (最大乗車人数: 2名) <input type="checkbox"/> 無	無から有へ変更
8	運転者の人数及び運転免許の種類ごとの人数	人数 11名(うち一種免許 11名、二種免許 0名)	13名(うち一種免許 13名、二種免許 0名)
		講習等 上記運転者は、 ①免許が有効である。 ②過去に2年以内に免許停止処分がない。 ③道路運送法に規定する講習を受講済。	
9	運行管理の体制等	(運行管理責任者) 葛西 里実	松元 久美子
		(整備管理責任者) 工藤 裕孝	
		(事故対応責任者) 下山 宏伸	
		(苦情処理責任者) 下山 宏伸	
10	損害賠償措置	対人: 無制限、対物: 無制限の自動車保険に加入	
11	法令順守	法人における役員の全員が道路運送法第79条の4第1項第1号から第4号までのいずれにも該当しない。 → <input checked="" type="checkbox"/> はい ・ <input type="checkbox"/> いいえ	